

## 平成21年度 松島町特定事業主行動計画実施状況報告

### 1. 目的

平成19年4月に策定した松島町特定事業主行動計画について、松島町における平成21年度の実施状況をフォローし、プランに定めた取組の着実な実施に役立てるため、報告するものです。

### 2. 実施状況

- (イ) 啓発資料の配布→ 特別休暇制度に対する資料作成及び配布
- (ロ) 時間外勤務の多い職員に対し産業医による面談を実施
- (ハ) 家庭における子育てのしつけのヒント（男女共同参画の一環）として、講演会を開催

### 3. 仕事と育児の両立支援のための休暇制度の使用実態調査

#### (1) 育児休業の取得状況

平成21年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する  
同年度中に新たに育児休業をした職員数  
男性0人 女性1人 取得率 100%

(注)「育児休業」は、三歳に達するまでの子を養育するため休業をする制度

#### (2) 部分休業の取得状況

取得者数 1人

(注)「部分休業」は、小学校就学前までの子を養育するため正規の勤務時間の  
始め又は終わりにおいて、1日2時間を超えない範囲（30分を単位）で休  
業する制度

#### (3) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の取得状況

取得者数 1人 (養育のため)

(注)「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」は、小学校就学前までの子を  
育児又は介護するため、公務の運営に支障がない場合出勤時間又は退庁時間  
を変更することができる制度

#### (4) 男性職員の配偶者出産休暇の使用実態

使用者数	平均使用日数
3	1.7

(注)「配偶者出産休暇」は、男性職員が、妻の出産に伴い入院の付き添いのために、出産のため入院した日から出産の日後2週間を経過する日までに使用することができる休暇(2日)

(5) 男性職員の育児参加休暇

使用者数	平均使用日数
1	2

(注)「育児参加休暇」は、男性職員が出産に係る子又は小学校就学に達するまでの子を養育するために、妻の産前産後期間中に使用できる休暇（5日）

(6) 子の看護休暇

使用者数	平均使用日数
2	2.5

(注)「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために、使用できる休暇（年5日）

4. 年次休暇の取得の促進状況

松島町特定事業主行動計画における平成21年 取得日数目標 11.0日

\* 年次休暇取得日数

